

令和2年度
岐阜聖徳学園大学同窓会
役員会議案書

〔日時〕令和2年10月26日（月）
書面決議

岐阜聖徳学園大学同窓会

次第

1. 議 事

- ~~①令和元年度事業報告~~ . . . 資料No.1-1~4 Web用は割愛しています
- ②令和元年度決算報告及び会計監査報告 . . . 資料No.2
- ~~③令和2年度役員(案)~~ . . . 資料No.3-1~2 Web用は割愛していま
- ④令和2年度事業計画(案) . . . 資料No.4
- ⑤令和2年度助成計画(案) . . . 資料No.4
- ⑥審議事項 . . . 資料No.5-1~2
- ⑦令和2年度予算(案) . . . 資料No.6
- ⑧その他

(参考)同窓会規約

令和元年度同窓会決算報告書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

【収入の部】

科 目	令和元年度予算額	令和元年度決算額	差異	摘 要
会 費	6,810,000	6,800,000	10,000	680名分(4年次在籍者・卒業延期者を含む)
雑 収 入	5,000	985	4,015	利息等
前 年 度 繰 越 金	862,976	862,976	0	
同窓会基金からの繰り入れ	0	0	0	
合 計	7,677,976	7,663,961	14,015	

【支出の部】

科 目	令和元年度予算額	令和元年度決算額	差異	摘 要
人 件 費	300,000	0	300,000	
印 刷 製 本 費	400,000	133,960	266,040	大学祭・食堂チケット 他
通 信 運 搬 費	2,000,000	1,622,440	377,560	「和」送料 他
備 品 消 耗 品 費	300,000	119,613	180,387	事務用品(大学グッズ補充)
会 議 費	300,000	225,637	74,363	役員会 他
旅 費 交 通 費	400,000	297,020	102,980	車料 出張旅費
同 窓 会 事 業 費	3,500,000	1,132,510	2,367,490	同窓会助成 事業後援(授業の鉄人など)
雑 費	277,976	13,060	264,916	インターネットバンキング利用料 他
同 窓 会 基 金	200,000	3,300,000	△ 3,100,000	
翌 年 度 繰 越 金	0	819,721	△ 819,721	
合 計	7,677,976	7,663,961	14,015	

【同窓会基金】

科 目	金額
繰 越 金	48,514,129
本会計への繰り入れ	0
令和元年度積立金	3,300,000
利 息	5,089
合 計	51,819,218

以上のとおり、報告いたします。

令和2年8月1日

岐阜聖徳学園大学同窓会 会計 森本 真 印

岐阜聖徳学園大学同窓会 会計 高橋 毅行 印

上記監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

令和2年8月1日

岐阜聖徳学園大学同窓会 会計監査 石樽 光子 印

岐阜聖徳学園大学同窓会 会計監査 若山 真澄 印

第2号議案 令和2年度事業計画(案)

令和2年10月 同窓会役員会 開催(書面決議)
 令和2年10月 『岐聖大通信「和」(やわらぎ)』送付
 令和3年 3月 同窓会入会式(長良川国際会議場)

※例年行っている10月のクレマチス祭コラボ企画(卒業生へ模擬店利用券プレゼント)、12月の岐聖祭コラボ企画(卒業生へ模擬店利用券・学生食堂利用券プレゼント)は、大学祭中止に伴い今年度は実施しない。

第3号議案 令和2年度助成計画(案)

- 1.大学学生県人会(15,000円/1件あたり)
- 2.大学教職員と遠隔地出身者による地域別懇親会(1名あたり3,000円程度)
- 3.大学卒業記念パーティー(羽島200,000円、岐阜50,000円)
- 4.卒業生主催の同窓会(1,000円/参加者1名あたり)
- 5.卒業生の企画によるOB報告会・教員養成講座等 卒業生の旅費・謝礼の補助
- 6.学生・サークル活動への助成
- 7.卒業生を中心とする研修会、演奏会等への事業後援
- 8.同窓会長賞による表彰・記念品授与(継続検討)
- 9.新型コロナウイルス感染症による大学学生支援に対し、同窓会からの支援(新規)

○同窓会(同期会・サークルOB・OG会)等助成(1,000円/参加者1名あたり)

○事業後援申請について(令和2年8月現在)

事業名 第8回授業の鉄人コンクール
 申請者 西田耕介(教育学部中等教育課程数学専攻卒)
 日時 令和3年1月12日(日) 13:00~16:30
 場所 岐阜聖徳学園大学羽島キャンパス
 主催 NPO 法人授業改革学会
 参加費 なし

※実質後援の条件：今のところ大学での開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催が中止となった場合、あるいは規模が縮小された場合、助成金の余剰分は返金することを条件とする。

【審議事項】

(令和2年度検討事項)

○同窓会事業について

第4号議案 (1)大学保管の過去の写真データ、ビデオデータのデジタル化(継続)
過去の写真を専門業者に依頼しデータ化を進める。

第5号議案 (2)岐聖祭での写真展示(今年度は中止)

令和元年度の第22回岐聖祭(大学祭)(11月30日～12月1日)で本学に残っている過去の写真を羽島キャンパス6号館1階6106講義室で展示した。昭和51年度(1976年度)から平成12年度(2001年度)までのうち、学校行事の写真、校舎の記録写真など本学に残っていたものを並べ、大学に保管されていたPRビデオ、放送部が撮影していた大学祭の映像もプロジェクターで放映した。当日は対応係として評議員に協力を依頼し、2日間で延べ14名の評議員・卒業生に手伝っていただいた。

今年度は大学祭中止に伴い、写真展示も中止とする。

第6号議案 (3)新型コロナウイルス感染拡大による本学学生への支援(新規)

大学では新型コロナウイルス感染拡大によりオンライン授業を行っており、サークル活動も制限され、新1年生はほとんど登校せず今まで通りの学生生活を送ることができていない。また、アルバイト先の減少により生活が困窮している学生もいる。

大学は学生に遠隔授業を円滑に受講できるよう「修学環境整備支援奨学金」制度を制定し、一律3万円(全学生で総額約1億円)の支給を決定したが、第2波・第3波への懸念も続いており、今後も継続した支援が必要だが大学側も資金に余裕がないため、本会へ支援の要請があった。

そこで、本会としては「大学が行っている支援」の原資へ寄付を行い、用途については大学側で直接的・間接的に学生に役立つ支援に充ててもらう。

寄付金 300万円(令和2年度同窓会事業費より支出)

困窮学生支援・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等

岐阜聖徳学園大学同窓会

岐阜聖徳学園大学短期大学部同窓会 様

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延が続く中、本学では学生の学びを止めてはならないと考え、4月末からオンライン授業を開始し、6月からは一部で対面授業を開始しました。

学生たちは、オンラインでの授業を中心とせざるをえないことで今まで描いていたキャンパスライフを送ることができず、課外活動も制限され豊かな友人関係を築くこともできないなど、大きな不安を抱えています。加えて、家庭の家計状況の悪化や修学のためのアルバイト収入の大幅な減収などにより、経済的に困窮している学生が多く、学生の現状を把握するアンケートでも3割の学生が学費・生活費で困っているという結果が出ています。

本学ではすべての学生に遠隔授業を円滑に受講できるよう「修学環境整備支援奨学金」制度を制定し、一律3万円の支給を決定しました。また、後期も遠隔授業を継続しつつ、感染症拡大防止対策を徹底した上で、対面授業を行うことになりました。こうした学生の教育環境を整えるべく、通常の学内予算を柔軟に運用することとしています。が、厳しい財政状況にあります。

そこで、卒業生の皆様に後輩である学生を支援をいただければと願っております。意欲と能力のある学生が経済的理由で修学・進学を断念することなく、希望する教育を受けられるようにすることを目的としています。

これからの教育・医療・国際社会・経済活動を担う人材の芽を摘まないために、ご協力をお願いする次第です。

令和2年9月1日

岐阜聖徳学園大学

岐阜聖徳学園大学短期大学部

学長 藤井 德行



令和2年度同窓会予算書(案)
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【収入の部】

科 目	令和2年度予算額	令和元年度予算額	比較増減	摘 要
会 費	7,050,000	6,810,000	240,000	10,000円×705名(新4年生742名×95%)
雑 収 入	5,000	5,000	0	利息等
繰 越 金	819,721	862,976	△ 43,255	
同窓会基金からの繰り入れ	0	0	0	
合 計	7,874,721	7,677,976	196,745	

【支出の部】

科 目	令和2年度予算額	令和元年度予算額	比較増減	摘 要
人 件 費	300,000	300,000	0	
印 刷 製 本 費	300,000	400,000	△ 100,000	入会式次第・事業案内
通 信 運 搬 費	2,000,000	2,000,000	0	役員会通知、「和」送付他
備 品 消 耗 品 費	300,000	300,000	0	大学グッズ補充
会 議 費	200,000	300,000	△ 100,000	役員会 他
旅 費 交 通 費	200,000	400,000	△ 200,000	お車料 出張旅費 他
同 窓 会 事 業 費	4,000,000	3,500,000	500,000	各種助成 在学生支援
雑 費	374,721	277,976	96,745	インターネットバンキング等
同 窓 会 基 金	200,000	200,000	0	
翌 年 度 繰 越 金	0	0		
合 計	7,874,721	7,677,976	196,745	

科目間の流用可

【同窓会基金】

科 目	金額
繰 越 金	51,819,218
本会計への繰り入れ	0
令和2年度積立金	200,000
利 息	0
合 計	52,019,218

岐阜聖徳学園大学同窓会規約

第1章 総則

第1条 本会は岐阜聖徳学園大学同窓会と称する。

第2条 本会は同窓会事務局（以下「事務局」という）を岐阜聖徳学園大学内に置く。

2 事務局について必要な事項は、別に定める。

第2章 目的ならびに事業

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、岐阜聖徳学園大学・旧聖徳学園岐阜教育大学（以下「母校」という）の発展につくし、進んで社会の教育・文化に貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的のために次の事業を行う。

- (1) 会報・会員名簿・その他必要と認める出版物の刊行
- (2) 会員の親睦を図るための事業
- (3) 母校への協力
- (4) その他、本会の目的達成のために必要と認めたこと

第3章 会員

第5条 本会は次の会員で構成する。

- (1) 正会員 母校卒業生
- (2) 特別会員 母校現旧教職員
- (3) 名誉会員 母校に特別の関係があり会長の推薦した者

第6条 本会会員は、住所・勤務先・氏名を変更した場合は、直ちに本会に届けなければならない。

第4章 役員及び任務

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 庶務（書記） 2名
- (5) 会計 2名
- (6) 会計監査 2名
- (7) 評議員 卒業年度毎4名
- (8) 顧問 若干名

第8条 役員の仕事は次の規定による。

- 2 会長は本会を代表し仕事を総括し、役員会及び総会の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代行する。
- 4 会計は本会の財務のすべてを処理する。
- 5 庶務（書記）は本会の記録その他仕事を処理する。
- 6 評議員は仕事の企画及び実施に関する事項を審議する。
- 7 名誉会長・顧問は会長及び評議員の諮問に応じ、また、これに意見を述べることができる。

第9条 役員は次の方法によって選出する。

- 2 名誉会長は、母校学長を推す。
- 3 会長・副会長・庶務（書記）・会計・会計監査は総会において、評議員の中から選出する。ただし、庶務（書記）の1名と会計の1名は母校教職員に委嘱することができる。
- 4 会長・副会長・庶務（書記）・会計・会計監査は、評議員と兼務とする。
- 5 評議員は正会員の中から卒業年度毎に各学部1名、計4名を選出する。ただし、会長の推薦がある場合はこの限りではない。
- 6 顧問は会長が委嘱する。

第10条 本会の役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期中後の後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。
- 4 役員がその任期中離任する場合は、役員会の議決により解任し総会の承認を得る。役員に欠員

が生じた場合は、直ちに補う。

第5章 会議

第11条 本会の会議は、総会・臨時総会・役員会の3種類とする。

2 会議の議事は、すべての出席者（委任状提出者を含む）の過半数によって議決する。

第12条 総会は毎年1回開催し、次の事項を審議する。

- (1) 会務の報告及び各種事業に関する事。
- (2) 規約の規定及び改廃に関する事。
- (3) 会計報告ならびに予算審議に関する事。
- (4) 役員を選出に関する事。
- (5) その他の重要事項に関する事。

2 総会は役員会の開催をもって代えることができる。

第13条 臨時総会は会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の要求があった場合開催する。

第14条 役員会は本会役員で組織し、会長が必要と認めた場合開催する。

2 役員会は本会の事業遂行に必要な事項について審議する。

3 緊急を要する場合は、総会で議決する事項を役員会において議決することができる。

第6章 資産及び会計

第15条 正会員は、卒業時に入会金・終身会費・会員登録費として本会に10,000円納入する。

第16条 本会の会計は、毎会計年度の収支決算・収支予算案を役員会に提出して、その審議決定の上、総会の承認を得なければならない。

第17条 本会の決算は、会計監査の監査を得て、これを総会に報告する。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 支部の設立

第19条 正会員10名以上を有する地域には、本会の支部を設けることができる。

第20条 支部会には、本部から代表者を派遣して連絡親睦を図る。

第8章 規約の改正

第21条 規約の変更は、役員会の議決を経た後、総会の承認を要する。

第9章 雑則

第22条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、昭和51年3月15日より施行する。

附則（全面改正）

この改正規約は、昭和63年3月15日より適用する。

附則

この規約は、平成4年4月1日より適用する。

附則（大学名称変更）

この規約は、平成10年4月1日より適用する。

附則

この規約は、平成20年4月1日より適用する。

附則

この規約は、平成21年4月1日より適用する。

附則

この規約は、平成23年4月1日より適用する。

附則

この規約は、平成30年4月1日より適用する。